

PTA規約

令和6年3月改定版

江戸川区立松江第五中学校 PTA

東京都江戸川区立松江第五中学校 PTA規約

第1章 総 則

第1条 本会は東京都江戸川区立松江第五中学校PTAと称し、事務所を同学校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会の目的は、学校の教育目標を達成させるため、保護者と教師との理解を緊密にし、互いに連携して、本校教育の発展充実を図ることにある。

第3章 事 業

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、教育上必要と認める下記の事業を行う。

- 1 学校と家庭との生活指導上の理解を深め、教育上の協力を緊密にする事項。
- 2 会員相互の文化、教養、健康、厚生、親睦に関する事項。
- 3 校外における生徒の健全育成、補導、並びに安全保持に関する事項。
- 4 会員への共通理解、情報連絡のための、広報に関する事項。
- 5 その他、本会の目的達成に必要な事項。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は下記の通りとする。

- 1 本会に在籍する保護者及び本校の教員。
- 2 この会の主旨に賛同する者。

ただし、入会は実行委員会で決定し、総会の承認を得なければならない。 (特別会員)

第5章 会費及び運営費

第5条 本会の会費及び運営費は下記の通りとする。

- 1 本会の運営費は、会費及び寄付金、並びに本会の催す諸事業による収入をあてる。
- 2 本会の会費は、会員一人につき月額400円とし、一括納入ができる。
なお、保護者においては、子ども一人につき月額400円とする。
- 3 卒業対策費として金融機関に口座を開設し、本会計とは別途取り扱う

第6章 役員及び選出

第6条 本会には下記の役員を置き、必要事項の執行に当たる。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名以上 (学校より1名副校長)
- 3 会計 2名以上 (うち1名は教職員)
- 4 書記 2名以上 (うち1名は教職員)
- 5 会計監査 2名

第7条 役員の任期は原則2年とし、兼任しないものとする。再任は妨げない。

第8条 役員の選出は「役員選考委員会」において選考し、会長に報告する。新役員はPTA会員の承認を得る。

第9条 「役員選考委員会」は、退任する役員、選考委員への参加を希望する本会の会員、学校より1名で構成する。

第10条 役員選考委員会は公正な立場で適任者の選考に努力する。役員の選考にあたっては秘密を厳守する。

第7章 役員の任務

第11条 役員の任務は下記の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理し総会及び実行委員会を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 3 会計は、会の会計事務にあたる。
- 4 書記は、会の事務運営にあたる。
- 5 会計監査は、会の経理及び事務の監査にあたる。

第8章 顧問、相談役

第12条 本会は顧問・相談役を置くことができる。顧問・相談役は必要に応じて会長が推薦し、総会において承認される。

第9章 集会及び議決

第13条 本会の集会は下記の通りとし、出席者の過半数の賛成により議決する。各会の招集は会長が行う。

- 1 総会 5月と3月に行う。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
総会及び臨時総会は、会員の過半数の出席（委任状も含む）により成立するものとする。
 - (1) 5月総会 活動報告・決算承認・予算案の審議並びに承認・その他
 - (2) 3月総会 次年度の役員承認・その他
- 2 役員会 必要に応じて開催する。

第10章 会計

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 本会の予算案は役員会において編成し、総会において承認する。

第16条 本会の決算は会計監査を受けて、総会において報告し、承認を受ける。

第11章 付 則

第17条 本会の規約は、総会において改正することができる。

第18条 本会の規約は、総会承認後実施する。

P T A慶弔規定

内 容		金 額	摘 要
	教 員	本人	5, 0 0 0
		配偶者	5, 0 0 0
		子女	5, 0 0 0
	会 員	5, 0 0 0	
	生 徒	5, 0 0 0	
病 気	教 員	5, 0 0 0	役員会で協議して決定する。
	生 徒	5, 0 0 0	
災 害	教 員	5, 0 0 0	役員会で協議して決定する。
	生 徒	5, 0 0 0	
生 徒 奨 励 費	関東大会出場	5, 0 0 0	部活動または部外の個人活動に関して活躍のあった生徒に対して学校側と協議し、承認を得る
	全国大会出場	1 0, 0 0 0	
	世界大会出場	1 5, 0 0 0	

松江第五中学校 P T A 組織図



<沿革>

昭和35年4月28日	制	定
昭和42年4月	改	正
昭和45年3月	”	”
昭和48年4月	”	”
昭和51年4月	”	”
昭和54年4月	”	”
昭和56年4月	”	”
昭和59年4月	”	”
昭和60年4月	”	”
平成元年4月	”	”
平成4年3月	”	”
平成9年3月	”	”
平成10年12月	”	”
平成15年4月	”	”
平成17年4月	”	”
平成18年5月	”	”
平成19年4月	”	”
平成22年3月	”	”
平成23年5月	”	”
平成25年4月	”	”
令和4年3月	改	定
令和6年3月	改	定